

令和6年度
大阪市国民健康保険運営協議会
第1回総会資料

資料2

保険証廃止に伴う本市国民健康保険の対応について

令和6年12月
大阪市福祉局

保険証廃止に伴う本市国民健康保険の対応について

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和5年6月9日に公布され、令和6年12月2日から従来の健康保険証は新たに発行されなくなりました。

○ 本市国民健康保険の対応

(1) 保険証に係る経過措置

- 令和6年12月1日までに交付された保険証は、経過措置により有効期限が到来するまで有効
⇒ 令和6年11月に最後の一斉更新を実施（有効期間：R6.11.1～R7.10.31）

(2) 「資格確認書」の交付

- 保険証廃止後は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、引き続き保険診療を受けることができるよう、申請に基づき「資格確認書」を交付する
- ただし、令和5年12月22日付け、国通知により、当分の間、保険証利用登録をされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を保有していない方等に対して、本人の申請によらず保険者が交付する運用とする旨が通知されており、本市においても事務連絡に沿った取扱い（職権で交付する）としている

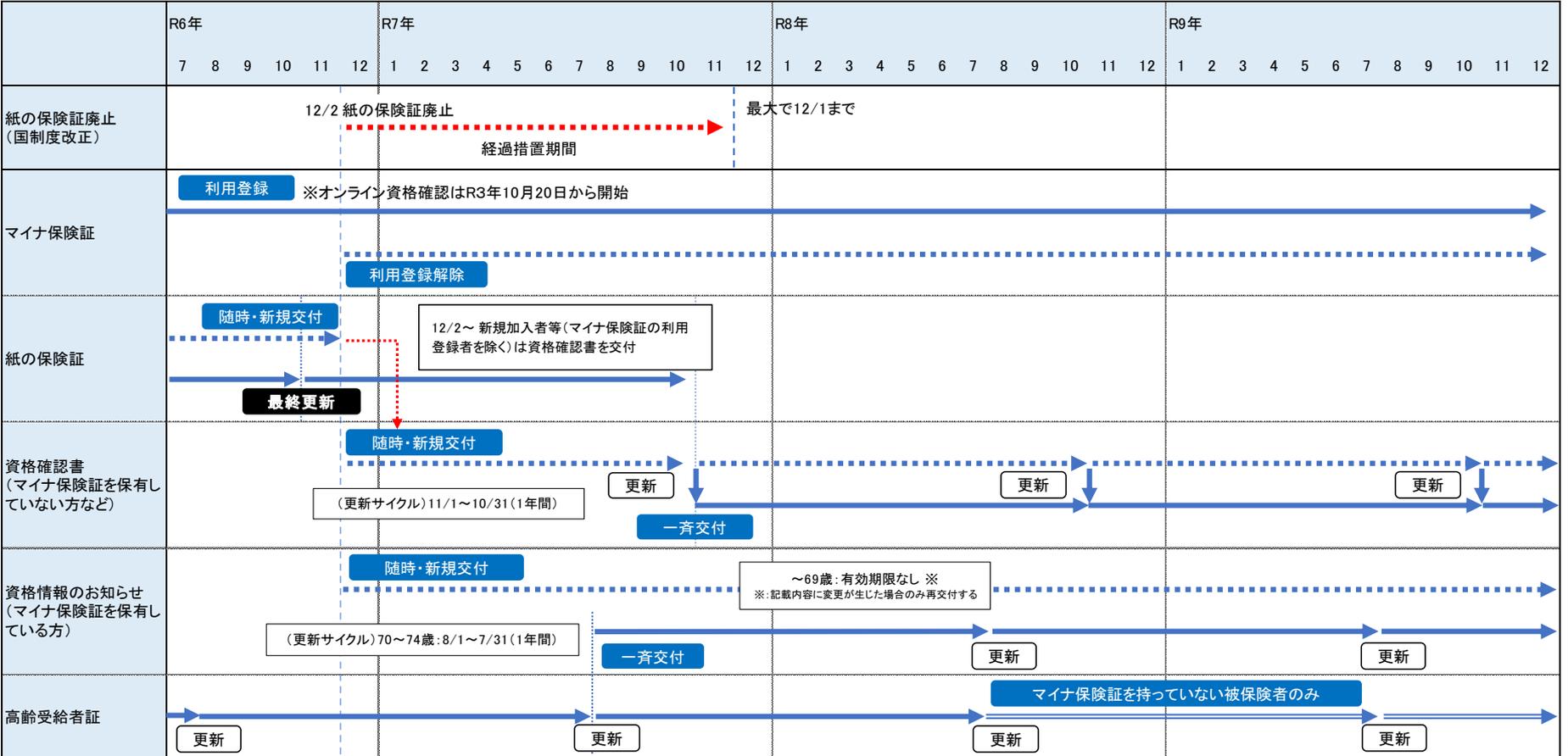
(3) 「資格情報のお知らせ」の交付

- 保険証の廃止に伴い、マイナ保険証を保有している方は「マイナ保険証」により医療機関を受診していただくことになるが、ご自身の資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合変更時等に、A4型の「資格情報のお知らせ」を交付する
- なお、マイナ保険証の読み取りができない医療機関等においても、マイナ保険証とともに「資格情報のお知らせ」を提示することで保険診療を受けることが可能とされている

(4) 短期有効期限被保険者証、被保険者資格証明書の廃止

- 保険料を滞納している被保険者に対して交付していた、短期有効期限被保険者証、被保険者資格証明書の仕組みは廃止。被保険者資格証明書の交付に代えて、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う

本市国保における各証等の交付スケジュール



システム標準化後の対応について再検討

資格確認書

大阪府 国民健康保険 資格確認書	有効期限 令和08年10月31日
	再
	記号 阪国東淀 番号 542401 (枝番) 01
氏名 国保 太郎	
生年月日 昭和25年09月19日	性別 男
適用開始年月日 平成30年09月01日	学
交付年月日 令和07年12月01日	
世帯主氏名 国保 太郎	
住所 大阪市東淀川区井高野1丁目99番99号 マンション大阪	
保険者番号 **274159	交付者名 大阪市
(東淀川区役所 電話 4809-9956)	公印

547-0001
大阪市平野区加美北1丁目99番99号
辻凜マンション京都 201号

令和07年08月01日

国保 太郎 様



【お問い合わせ先】

〒547-0034
大阪市平野区背戸口3-8-19
平野区役所 窓口サービス課 (保険)
電話 06-4302-9986 FAX 06-4302-9985

M3Y03849D03EKYB

資格情報のお知らせ

交付者名 : 大阪市
保険者番号 : 274258
有効期限 令和08年07月31日

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	阪国平	番号	123456	(枝番)	01
氏名	国保 太郎				
負担割合 (70歳以上のみ記載)	2割				
発効期日 (70歳以上のみ記載)	令和07年08月01日				
適用開始年月日	平成30年04月01日				
交付年月日	令和07年08月01日				

スマートフォンをお持ちの方は、左下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます (スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

下記を切り取ってご利用いただくこともできます。
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和07年08月01日発行

交付者 : 大阪市

保険者番号 : 274258

有効期限 令和08年07月31日

記号 阪国平 番号 123456 (枝番) 01

氏名 国保 太郎

負担割合 2割 発効期日 令和07年08月01日

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です 4

必ずご確認ください。



国民健康保険についてのご案内（抄）

令和6年12月2日以降、紙の保険証は新たに発行されなくなりました

マイナ保険証（保険証利用登録をされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行したことに伴い、その有無により、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。

① マイナ保険証をお持ちの方はこちら ～「資格情報のお知らせ」について～

マイナ保険証をお持ちの方は、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等で、マイナ保険証のみで受診することができます。

新たに国民健康保険に加入した場合や、自己負担割合などが変更された場合は、ご自身の情報を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を交付します。

このお知らせは以下の用途でご利用いただけますので、大切に保管してください。

- (1) 国民健康保険の各種お手続きの際に、必要な記号番号等の確認に利用できます。
- (2) オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等では、マイナポータルの資格情報画面または、このお知らせをマイナ保険証と一緒に提示することで受診が可能です。

② マイナ保険証をお持ちでない方はこちら ～「資格確認書」について～

医療機関等の窓口で「資格確認書」を提示することで、引き続き、保険診療を受けることができます。70歳から74歳の方は、これまでどおり、高齢受給者証と一緒に提示する必要があります。

こんなときは14日以内に届出を

- 転居したとき
- 世帯が分かれたとき、一緒になったとき
- 氏名や世帯主が変わったとき
- 子どもが生まれたとき
- 会社などの健康保険にはいったとき、やめたとき
- 会社などの健康保険の被扶養者となったとき、外れたとき
- 生活保護を受けるようになったとき、受けなくなったとき など

上記の項目にあてはまるときは、資格確認書など（※）をお持ちのうえ、お住まいの区の区役所へ届出をしてください。なお、届出の際は世帯主及び対象となる方のマイナンバーの記入と本人確認（運転免許証など）が必要となります。

（※）手続きに必要なものは事由により異なります。

詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金業務担当（保険）までお問い合わせください。

令和6年12月2日から 従来の健康保険証は 新たに発行されなくなりました

とっても
カンタン！

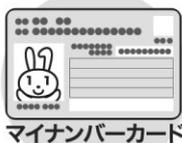
医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1

受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！

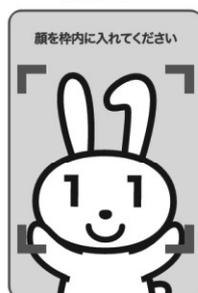


2

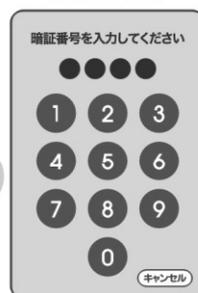
本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3

同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報を
当機関に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満

同意する

4

受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！



マイナンバーカードを保険証として利用する（マイナ保険証）ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

**マイナンバーカードを
保険証として登録**

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- マイナ保険証をお持ちでない方には、当面の間、申請していただくことなく「資格確認書」を交付していますので、引き続き、医療機関・薬局等を受診することができます。
- マイナ保険証をお使いの場合は、マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認の上、期限切れにご注意下さい。
※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。
マイナポータルでも確認できます。



マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間
(年末年始を除く) 平 日:9時30分~20時00分
土 日 祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用について
もっと知りたい方は
こちら



マイナ保険証に関する現状

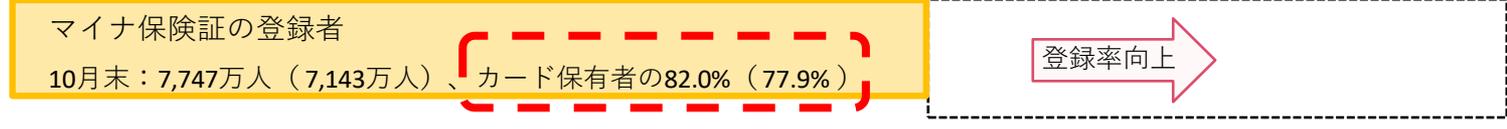
取得

① マイナンバーカードの保有状況 ※ () 内は1月末時点



登録

② マイナ保険証の登録状況 ※ () 内は1月末時点



携行

③ マイナンバーカードの携行状況 ※ () 内は2月時点



利用

④ マイナ保険証の利用状況 ※ () 内は2月時点



マイナ保険証の利用実績※ () 内は2月時点 (参考) マイナ保険証の利用者数 (10月) : **1,657万人**、
10月：3,412万件 (838万件)、15.67% (4.99%) (同月の医療機関受診者 (マイナ保険証登録者) に占める割合は**39.6%** (推計値))

